

児童発達支援・放課後等デイサービスの利用を希望される方へ

障害児通所支援事業の運営等について、平成28年3月に厚生労働省より以下の内容の通知がありました。

- ・障害児通所支援は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行うものであること。
- ・主として障害児の家族の就労支援又は障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする場合には、他の事業等を活用すること。
- ・支給量は、原則として、各月の日数から8日を控除した日数（「以下、原則の日数」を上限とすること）。
- ・障害児の状態等に鑑み、市町村が必要と判断した場合には、原則の日数を超えて利用することができるものとするが、その場合には支給決定前にその支援の必要性（支援の内容とそれによする時間等）について申請者、事業所等に十分確認した上で、必要な日数を決定すること。

以上のことから、平成29年4月以降は「原則の日数」は月23日となるため、月24日以上の利用を希望される場合は、これに至る特段の事情があるものとして内容を精査し、決定することになります。

申請に際しては、原則として利用計画案は相談支援事業所で作成することとして、お子さんに必要な支援を相談支援専門員と話し合い、十分にご検討いただきますようお願いいたします。